

CONTENTS

● MIDI規格委員会 MusicChina2019報告	2~3
● MIDI規格委員会 MusicChina上海国際MIDIフォーラム報告	4
● 普及委員会 国立科学博物館 電子楽器100年展報告	5~6
● 著作権・ソフト委員会「柔軟な権利制限規定」による著作物利用機会の拡大報告	7~8
● AMEI会員名簿・MIDI検定2級2次試験開催のお知らせ	9



令和元年、MIDI規格委員会は、2018年出展社数においては世界最大、来場者数ではNAMM2019に次ぐ楽器ShowとなったMusicChina視察の為、AMEI MusicChina2019ビジネスツアーを実施。また12月には、普及委員会・広報委員会の協力のもと、国立科学博物館において行なわれた電子楽器100年展にて「MIDIの現在と未来がわかるセミナー」を開催、現在のMIDIの応用事例や最新の「MIDI 2.0」についての講演を実施いたしました。また、著作権・ソフト委員会に於いては、令和元年1月1日著作権法の一部改正が施行され、「第30条の4」「第47条の4」「第47条の5」という新しい条文が追加となりましたが、この3つの改正条文「柔軟な権利制限規定」について解説するとともに、期待できる著作物の利用機会の拡大の可能性について、報告いただきました。



第1回 AMEI Music China ビジネスツアー2019



上海帝盛酒店にて夕食

令和元年、会員企業の強い要望により、第一回 AMEI Music China ビジネスツアー2019を実施しました。

今回のツアーは出展社向と視察ツアーの二通りの日程で企画し、8名の参加メンバーを得て、成田から上海浦東空港へ。出展社メンバーは早い便にてMusic China2019展示会場のセッティングへ、視察メンバーは、2010年の上海万博の会場で、現在は中国の近代美術を展示している中国美術館を見学。その後、上海の楽器店を見学し上海帝盛酒店へ。上海帝盛酒店（ドーセット上海）は、入口が地下鉄に直結しており、地下鉄でも徒歩でも、また無料バスも出ているので上海新国際博覧中心へ行くには便利でした。が、視察ツアーの帰国日に台風の影響で飛行機が飛ばず、1日延泊となり、上海虹橋国際空港にて5時間待つて帰国の途につきました。



中国美術館



中国美術館の「動く絵画」

Music China2019 レポート

今回、Music China 視察を通じ、楽器業界の技術的動向、トレンド技術の楽器製品への応用事例の情報収集のため、AMEIビジネスツアーを利用させていただきました。航空機やホテルの手配をはじめ、台風による延泊や代替便の手配も含め、細やかな対応ありがとうございました。事務作業のわだかまりなく、展示会に集中することができました。

中国市場では(有象無象も含め)多くの中国メーカが群雄割拠しており、Music Chinaはかなりの盛り上がりを見せていました。展示会会場は超巨大で、会期は4日間ありますが、4日ですべて回るのは不可能なほどです。あらかじめウェブサイトをチェックしたいブースやエリアを確認しておくことをおすすめします。

展示会および中国の楽器の印象としては、「表現力」や「音の良さ」といった「楽器」としての完成度は日本企業と比較してまだまだ低い印象ですが、DreamやSHARCなどのDSPを活用したり、一部のメーカはカスタムチップを作るなど、発展の途上にあります。一方、USBやBluetoothといったConnectivity系機能の充実や、マルチエフェクターはもちろんのこと、コンパクトエフェクターにまでキレイなカラーLCDがついているなど、「楽器」としての機能以外はかなり進んでいる印象を受けました。中国企業の新しい発想や技術に対する開発のスピード感や貪欲さには目を見張るものがあります。中国での電子楽器に対する価値は、日本や欧米と比較し、「音の良さ」よりも「何とつながるか」「どのように練習に役立てるか」がより注目されている印象を受けました。本番用電子楽器であるシンセ

ローランド株式会社 応用技術部 宮川 尚之

サイザーが認知されている日本や欧米よりも、「電子楽器は練習用」という意識が根深いのかもかもしれません。「練習用」に振り切っているからか、特徴的な製品が数多く展示されていました。例えば、前面に練習アプリ用の巨大な画面がついた電子ピアノや、Bluetoothでスマホやタブレットと接続され、教育アプリに対応しておさえるフレット位置や弾く弦の位置が点灯するウクレレや琴、フルーツがコロコロ落ちてくる子供用ドラム練習アプリなど、Music Chinaでは日本や欧米ではなかなか見ることができない面白いものをたくさん見ることができました。

楽器普及の歴史的経緯や国民性、中国単体で巨大市場であることもあまって、中国固有の、独特な電子楽器やビジネスの形態を見ることができるMusic Chinaは、かなりカルチャーショックを受ける展示会です。中国メーカのトレンド技術に対する貪欲さやスピード感は見習わなければならないと危機感を感じたと同時に、今後私たちはどういった価値を大切に、差別化できるのだろうかと考えさせられる貴重な経験になりました。



Music China 視察ツアー報告

今回私は、AMEIが主催するMusic China視察ツアーに参加させていただきました。AMEIとしてもMusic Chinaのツアーを開催するのが初めてのことですので、今回、自分が視察を行い、感じたことを中心にレポートしたいと思います。

Music Chinaでは、まず会場の広さと出展社数の多さに圧倒されました。木曜日と金曜日の丸々2日間を会場視察の時間として確保していたのですが、すべてのブースを周り切れないほどでした。また、日本では見たことがないメーカーが数多く出展しており、中国国内にこれほど多くのメーカーがあるのかという事にも驚きました。その製品の中には、半分に折り曲げてアコーディオンのようになるキーボードや、女性ユーザーのための化粧品のような外観のオーディオインターフェースなど、自分たちが思っていた「楽器」という概念にとらわれない斬新な製品がいくつかあり、とても刺激を受けました。一方で、有名なメーカーの製品と非常によく似た製品が並んでいるようなブースもあり、我々としても、他社から簡単には真似できない高い品質の製品を作る必要があると感じ、また、他社から真似したいと思われるような魅力のある製品を作っていきたいとも感じました。

音楽教育に対する関心の高さにも驚きました。日本で多く見られる、ピアノなどの鍵盤楽器の教室以外にも、ドラム、ギター、DJなど、様々な種類の教室が出展していました。そのほとんどがアプリやウェブコンテンツを用いており、中国の音楽教室のデジタル化はかなり進んでいるという印象を受けました。

Music China視察以外にも、上海の有名な観光地や楽器店通りに連れて行っていただきました。楽器店で印象的だったのは、値札に「楽器の産地」、つまりどこの地域にある工場で作られたかが書かれていたことでした。

中国のお客様にとっても、「楽器の産地」が製品を購入する基準の一つになっているのかもしれない。

今回の視察ツアーで、ほかにも印象に残ったイベントは、初日の夜にAMEIツアー参加者全員が集まる夕食会が催されたことです。同業他社の方とは滅多に交流ができないので、些細な会話の中にも得るものがあり、とても貴重な体験でした。

ヤマハ株式会社 竹中 雄耶

今回弊社からは2名がAMEIツアーに参加させていただきましたが、両者とも初めての海外出張ということで、大きな不安を抱えていました。しかし、航空券やホテルの手配、中国国内の移動など、自分一人では難しかったことをツアー担当の方にお任せできたおかげで、集中して視察を行うことができました。

さらに、帰国予定日に飛行機がキャンセルになるというトラブルにも、担当者の方々の迅速な対応により延泊することができ、とても助かりました。

AMEI関係者の皆様、本当にありがとうございました。



Music Chinaを見て

自社でスマホ用音楽アプリを開発していることもあり、今年の5月にAMEIに加盟したのですが、7月にこの「Music China ビジネスツアー」の案内がきたので、折角入会したのだから行ってみよう、ということで参加しました。

アメリカではNAMMショーというのが有名ですが、それにも行ったことがなく、このような大きな楽器展示会に参加するのは初めての体験でした。(NAMMショーには来年行く予定です。)

まず初めに驚いたのは、この展示会場の広さです。大きな展示会場用の建物が5つ6つと横に並んでおり、それが合わせて3塊ありそれが三辺となって、広大な展示会場を形作っています(写真参照)。そして中に入ると縦横の通路に区画されたブースにたくさんのお店が展示しているわけです。

初日は、とにかく全部のブースを見ようということで、通路を左に行き突き当たったらその次の通路を右に行き、というようにくまなく歩き始めましたが、結局初日だけでは全部を回れませんでした。平日なのだと思いますが、会場内には多くの人が来ていました。

各会場にはテーマ毎というか楽器毎に同種の楽器を扱うブースが集まっていますが、私の興味の対象であるギターやピアノに関して言えば、もちろんビッグネームの出店はありますが、その他たくさんのメーカーがあり、世の中にはこんなにたくさんのメーカーがあったのね、と驚かされました。そして、中国の古楽器？(琴、琵琶、二胡とか)の店もとても多く、日本では古楽器と思われているものが、中国では現役でバリバリ演奏されていることが想像されました。

会場の昼食をどうするかというのもよくわかりませんでした。それぞれの会場の建物のメイン入り口側には2階部分があり、そこで食事ができるようになっていました。私はマクドナルドでビッグマックのセットを頼みましたが、ついてきたチキンナゲットがとてもマズく、食べることができませんでした。後から分かっ

株式会社ストーンシステム 石黒 尚久

たのですが、会場近くの地下鉄駅には、小奇麗なショッピングモールが隣接しており、そこにいろいろなレストランがありました。日本食のレストランもいくつかあったので、親近感を持ちました。(テスラモーターズの店舗もあったぞ。)

泊まったホテルの隣にはファミリーマート(全家)もありましたし、そういった文化面では意外と西欧化してきているのだなと感じました。

とにかく、広い・多い・様々、という印象を受けました。また、台風19号の影響で帰国が1日遅れるというおまけがついた刺激的な旅でした。



2019 年 10 月 10 日～13 日に開催されました MusicCina2019 において、上海新国際博覧会場内の Music Lab ブースにて、上海国際 MIDI フォーラムが開催されました。

テクニカルコミュニケーションおよびアプリケーションレクチャー

1. 上海国際 MIDI フォーラム & 2019 国際電子音楽コンクール授賞式

時間：10 月 12 日 13:00-17:00

会場：Music Lab

言語：マンダリン / 英語

1. Keynote

Speaker	Title
Mr. Tom White	: President of MIDI Manufacturers Association
Mr. Kazuo Hikawa	: AMEI MIDI Standards Committee Chair
Mr. Chris Lord-Alge	: World-renowned Musician and Artist
Mr. Chen Qiangbin	: President of Shanghai Computer Music Association
Mr. Zhao Yitian	: Founder and CEO of CME



上海新国際博覧会場内の Music Lab ブース

Topic
MIDI テクノロジーと MIDI 2.0 の進化
AMEI の紹介と MIDI-CI and MIDI2.0 system について
ミキシングの実践と手法のデモンストレーション
現代の電子音楽の創造性について
5G 時代のワイヤレスマルチトラック録音技術と製品のアップグレード



2. MIDI Technology Roundtable Forum

Topic: The Present and Future of MIDI Technology Applications

Moderator: Mr. Ge Xinghua, General Manager of Medeli Electronics (Shanghai) CO., LTD.

Speaker	Title
Mr. Zhao Ping	Chairman of Ringway Tech (Jiangsu) Co., Ltd.
Mr. Zhao Yitian	Founder and CEO of CME
Mr. Zhao Zhe	Chairman of Cherub Technology Co., Ltd.
Mr. Chen Qiangbin	President of Shanghai Computer Music Association
Mr. Shen Lin	Standing Vice President of Shanghai Computer Music Association

当日は、フォーラムが始まる前に会場は満席となり、学生も多く見られ、取材カメラ等も設置されており、講演中は多くの方が写真やメモを取られるなど関心の高さが伺えるワークショップとなりました。

第 1 部の Keynote では、最初に MMA の Tom 会長が登壇し、MIDI についての解説を行い、続いて AMEI MIDI 規格委員会飛河委員長より MIDI2.0 の概念について説明し、MIDI-CI によるネゴシエーションを義務付け相手機器からの問い合わせに対して MIDI2.0 のプロトコルが利用可能かどうか、等々の情報を予め取得した上で、最適手段による MIDI 機器接続を実現する仕組みについての説明が行われました。

また、第 1 部の Keynote に引き続き、第 2 部では MIDI テクノロジーの現在と未来と題して、MIDI テクノロジー・ラウンドテーブルフォーラムが行なわれる等、電子楽器や音楽制作に関わる技術や機材の市場は、ここ数年海外への輸出だけでなく、中国国内市場への拡大にも力を入れているように見受けられました。



国立科学博物館 電子楽器100年展～電子楽器セミナー～ 「MIDIの現在と未来がわかるセミナー」実施報告

AMEI 普及委員会 上杉 尚史

2019年12月15日に東京上野の国立科学博物館講堂におきまして、～電子楽器セミナー～「MIDIの現在と未来がわかるセミナー」を実施しました。このセミナーは12月3日から15日まで開催された、国立科学博物館および公益財団法人かけはし芸術文化振興財団が主催する「電子楽器100年展」の中で行われたセミナーの一つで、同イベントの最後のセミナーとして行われたものです。

タイトルの通りMIDI規格の内容をはじめ、MIDI検定に関する説明、およびMIDI2.0の進捗状況が中心のセミナーですが、当日の進行を普及委員会MIDI検定担当の私上杉が行いましたので、セミナー内容について簡単に紹介させていただきます。

セミナー参加者はおよそ100名。「電子楽器100年展」に興味を持って来られた方ですので、MIDIという言葉を知らないという人は1～2名程度と、ほとんどの方がMIDI2.0の動向を知りたくて受講されたようでした。

冒頭はMIDI規格委員会委員長のクリムゾンテクノロジー株式

会社の飛河社長より、現状のMIDI規格について解説していただきました。規格の概要やMIDIがどのようなところで活躍しているかなどをはじめ、AMEIという組織の概要についてもご説明いただきました。

次に規格委員会副委員長のローランド株式会社水本氏より、現在論議されているMIDI2.0について、その背景と現在の状況をご説明いただきました。このパートでは客席より「新しいMIDIは何bitになるのですか?」という質問があり、水本氏が「最低16bitになります」と答える場面があるなど、MIDI2.0への受講者の関心の高さを感じることができました。

その後は、MIDI規格委員会MIDI2.0部会 部会長のヤマハ株式会社三浦氏に、MIDI2.0を使用したデモンストレーションを行っていただきました。具体的にはMIDI2.0規格で接続されたキーボード型(実際にはタッチパッドですが・・・)コントローラーとPC内のソフトウェア音源を使用し、MIDI2.0規格の一つである「Per-Note Controller」と「Note ON/OFFのAttribute」を使用したデモを行いました。用意したキーボード型コントローラーは鍵盤を触る位置(縦方向)によってもデータが排出されるようになっており、「Per-Note Controller」のデモでは和音を弾いた後に指を一本だけ縦方向にスライドさせ、一音だけピッチを変化させるという実演をしていただきました。こういった操作はMIDI1.0ではできないため、MIDI2.0の新機能を伝える効果的なデモとなったようで、セミナー後にも多くの方が質問(この製品はいつ発売されるのか・・・など)に訪れました。

MIDI2.0のデモの後には私上杉からMIDI検定に関する説明を致しました。各グレードの説明、試験の内容、試験方法、実施時期、ガイドブックの紹介などを行い、MIDI検定に興味を持っていただけのような告知をいたしました。さらに、MIDI検定WEBページへのリンクを記したQRコードをスクリーン上に表示してアクセスを促したところ、ほとんどの受講者がスマホを取り出してスキャンし、その場でWEBページにアクセスしていただくことができました。こういった誘導方法は今後も効果的ではないかと感じた次第です。



MIDI規格委員会飛河委員長による現状のMIDI規格について解説



MIDI規格委員会三浦MIDI2.0部会長によるPer-Note Controllerデモ



MIDI規格委員会水本副委員長によるMIDI2.0の現在の状況についての説明

さらに最後のパートでは、AMEIのエクスクルーシブID会員システムの紹介と新規会員を募るとともに、既にエクスクルーシブID会員としてご活躍いただいている、つくば科学株式会社の菊地社長にご登壇いただき、MIDIの活用事例をデモンストレーションいただきました。

デモしていただいたのは、テスラコイルを使用した稲妻発生装置をMIDIでコントロールするというもので、「パチッ」とスパークする稲妻の発生回数を可聴域の周波数まで上げることで音程として聞こえるというまさに究極のアナログシンセサイザーを持ってきていただきました。

この周波数値を音階になるように設定した後、それらをMIDIで制御すると、MIDI鍵盤やMIDIシーケンサーで演奏を行うことが可能となります。今回は2台のテスラコイルを使用し、1台目をMIDIチャンネル1チャンネルに、2台目を2チャンネルに設定して、2音ポリフォニックのデモンストレーションを行いました。最後に年末のこの時期にふさわしい「第九（喜びの歌）」をMIDIシーケンスで演奏させ、大いに盛り上がりました。

このようにMIDIの現状と未来に関する技術的な解説と若干のエンターテインメントを交えた1時間強のセミナーだったのですが、終了後もテスラコイルや2.0機器（デモ用の試作機）のまわりに人だかりができるほどの盛況ぶり、とても良いMIDIのアピールができたのではないかと感じております。また、この機会に科学博物館内の常設展示にMIDIを活用した展示機器を増やしていただければと思った次第です。

最後に、科学博物館にふさわしいエンターテインメントをご用意いただいた菊地さんをはじめ、年末のお忙しいところセミナーの準備をいただきました飛河さん、水本さん、三浦さん、ならびに当日ご準備をお手伝いいただきました皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。



つくば科学株式会社菊地さんによるテスラコイルを使用したMIDI演奏



AMEI各社による初めてのMIDI2.0搭載機材同士の接続テスト



「柔軟な権利制限規定」による著作物利用機会の拡大

著作権・ソフト委員会 副委員長 堀江 康明

1. はじめに

平成 31 年 / 令和元年 1 月 1 日より、著作権法の一部改正が施行され、第 30 条の 4、第 47 条の 4、第 47 条の 5 という新しい条文が追加となりました。この 3 つの改正条文は象徴的に「柔軟な権利制限規定」と呼称されています。従来の著作権法で規定されていた権利制限は、第 30 条から第 50 条まで、個別の制限規定を平面的に列挙するという条文構成になっていて、どういう場合・行為が権利制限に該当するかということが、きわめて明瞭に、しかしきわめて限定的に規定されていました。今回の改正で「柔軟な権利制限規定」が導入されたことにより、明瞭かつ限定的な権利制限規定の考え方に変化が生じるとともに、個別規定の列挙という構造自体が見直され、多層的に整理をされることとなりました。本稿においては、新しい「柔軟な権利制限規定」について解説するとともに、期待できる著作物の利用機会の拡大について、触れたいと思います。

2. 改正の経緯と各条文の趣旨

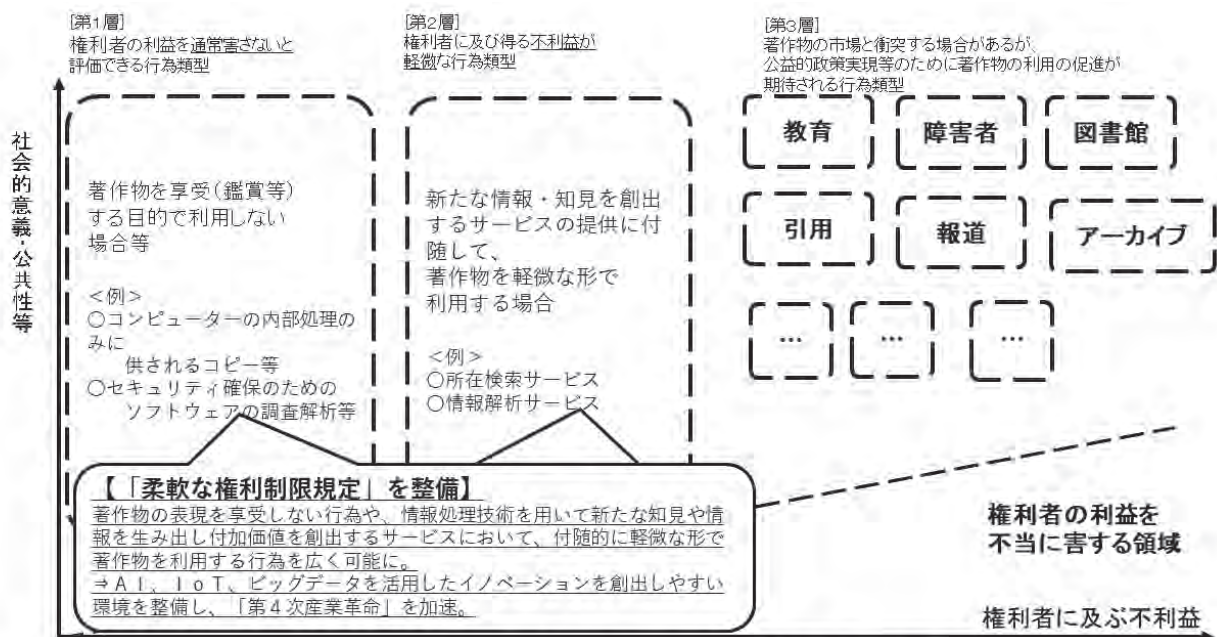
著作権法の権利制限規定については、平成 24 年著作権法改正において、いわゆる日本版フェアユースとして当初立法化されました。これは、平成 23 年 1 月の文化審議会著作権分科会報告書において、A 類型（その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの）、B 類型（適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの）、C 類型（著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用）の三種類の整理を元に、それぞれ A 類

として第 30 条の 2（付随対象著作物の利用）が、B 類型として第 30 条の 3（検討の過程における利用）が、C 類型として第 30 条の 4（技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用）と第 47 条の 9（情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用）が条文化されました。しかし、施行当初から、特に C 類型の第 30 条の 4 および第 47 条の 9 が想定のとおりには活用されていないということが指摘されていました。そこで、平成 28 年の知財戦略本部の次世代知財システム検討委員会の報告書で、「柔軟な権利制限規定」に関する指摘が再び登場し、著作権の権利を制限する必要性と、制限されることによる権利者の不利益を類型化し、新たな権利制限規定を整備し直すこととなりました。

「柔軟な権利制限規定」は、個別の権利制限規定の列挙ではなく、権利制限規定全体を多層構造に捉え直したことが大きな変更点となっています¹。

まず第 1 層は「権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型」であり、第 30 条第 4 項および第 47 条の 4 がここに該当します。この類型では、機器やサービスのバックグラウンドなどで著作物がデータとして利用することや、セキュリティ確保や機能向上目的での調査解析のためにソフトウェアを利用することが典型とされています。プログラムのリバース・エンジニアリングも可能となります。特に第 30 条の 4 は「認識すれど享受せず」というキーワードで象徴されますように「A さんの B という楽曲」という著作物を特定して鑑賞目的で利用するような場面ではなく、「A さんの B という楽曲でも良いし、C さんの D という楽曲でもよいので、録音・録画機器の再生性能試験で使用する。」というように、著作物に表されている思想又は感情を享受する目的ではなく、単なるデータとして扱う場合が該当します。

第 2 層は「権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型」であり、第 47 条の 5 がここに該当します。同条第 1 項の所在検



文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について」概要説明資料 P3をモノクロ用に編集

索サービスと同条第2項の情報解析サービスが典型とされています。たとえば、図書館や書店で書誌を検索するサービスにおいて、著作物の一部をサムネイルやスニペットで表示することが可能になりますし、店舗や製品の評判を分析するためにSNSの書き込み情報をビッグデータとして収集して、蓄積・分析し、その結果表示に著作物の一部を利用することが可能になります。また、同条第3項において政令で定めるものが含まれるとされていて、一度文化審議会著作権分科会でニーズ募集が行われましたが、今後も定期的にニーズ募集が行われることで、同項に該当する例が登場するものと思われる。

第3層は「著作物の市場と衝突する場合があるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型」であり、従来の個別の制限規定にあった第31条や第32条や第35条がここに該当します。文化審議会著作権分科会においては、日本語の観光案内看板や歌碑等を国外からの観光客に分かりやすく翻訳するような場合について、権利を制限することにより許諾なく行えることが公益的政策実現として挙げられていました。

3. 著作物利用機会の拡大

「柔軟な権利制限規定」の導入により、これまでは権利者から許諾を受ける必要があった著作物の利用方法について、著作権が制限されて許諾手続きを行うことなく利用ができるようになりました。AMEI会員社の今後の音楽ビジネスにおいても、「柔軟な権利制限規定」を通じて著作物の利用機会が拡大することが考えられます。どのようなケースが想定されるかということについて、著作権・ソフト委員会のソフト規格部会でも検討中です。また、この点に関しては、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）の活動に関連して松田山崎法律事務所が企画した「柔軟な権利制限規定に関する産業界座談会」²に、私がAMEIおよび株式会社エクシングの両面で、音楽分野を代表して参加し、著作物利用機会の拡大について意見交換を行いましたので、その内容をご紹介します。

第一に、楽曲や歌詞の検索サービスについてです、これらの検索サービスにおいて、著作物の一部を利用することは、楽曲の中に含まれる情報と、自分が入力したテキストやキーワードがその楽曲に含まれているかを検索して、その結果として曲やそのタイトル、歌手などの情報を提供することを主たる目的としたサービスであると評価されます。ここで重要なのは、第47条の5が「付随性」「軽微性」という要件を満たすことなのですが、一般的に想定される楽曲検索であれば、「付随性」「軽微性」の予見を満たすのではないかとのコメントを頂いています。

第二に、AI作曲についてですが、AIが作曲作業を行うこと自体は、「付随性」「軽微性」の要件を満たせば第47条の5が適用される余地があります。しかし、AIが作曲を行う一連の作業の中で、ビッグデータとしてインプットした音楽データと、AIがアウトプットした成果物に同一性が感得できる場合が考えられ、その場合の依拠性をどう考えるかという問題が出てきます。人間がAIの操作に関与しているのであれば、

AIの使用者が依拠したかどうかという判断になりますが、AIが完全自律で作曲をするのであれば、たとえ同一性があっても依拠性を見出すことは難しいかもしれないというコメントがありました。

第三に、例えば楽器店の店頭で著作物を使ったデモンストラーションを行う行為も、顧客の求めに応じて都度行うような、もっぱら機器の性能確認目的であれば、第30条の4の「認識すれど享受せず」に該当するケースがありうるというコメントがありました。集客を目的として連続的に再生しないことや居座って楽しんでしまう人がいないことを担保する必要がありますが、この点もAMEI会員社の著作物の利用機会拡大に繋がると考えられます。

第四に、通信業界からの意見ですが、スマートフォンの機種変更の際のコンテンツの移行が話題に出ていました。旧法でも機器の保守・修理のための一時保存としての著作物の複製は認められていましたが、限定的で、かつ保守・修理が終わった後は複製物を消去しなければいけませんでした。今回、新端末への移行ができていることを確認するまで過渡的に新旧の両端末に著作物が併存しているという程度であれば、第47条の4第2項2号の適用があるというコメントがありました。

文化庁著作権課も、「柔軟な権利制限規定」に関する解説資料を配布しています³。同資料においては、「柔軟な権利制限規定」の適用可否をQ&A形式で具体的に説明しているほか、詳細な条文の解説も行っています。

4. おわりに

上記のように、座談会において立法に関与した学識経験者のコメントおよび文化庁資料では、この「柔軟な権利制限規定」は広くビジネスへの活用が提案されています。しかし、権利が制限される権利者側は、立法段階での文化審議会著作権分科会においても、規定の適用基準が不明確であることやそれによる訴訟の乱発、居直り侵害の助長などの懸念を示していました。楽曲検索での歌詞の一部利用については、座談会においても文化庁資料においても第47条の5の適用の余地があると明言されているところではありますが、権利者に問い合わせたところ、すこし違う反応が返ってきたこともありました。

座談会の結論部分にもありますが、AMEI会員社は事業者として、権利者と消費者の中間に位置しています。一方で真面目に権利者とお話し、ライセンスの取得をするものと、法律に沿った権利制限の両面を検討する必要がありますし、他方で勇み足をするユーザーに注意を促すという立場にもあります。

今回施行された「柔軟な権利制限規定」ですが、旧来の個別制限規定の列举に比べてアメリカのフェアユースの色彩が強くなっています。しかし、アメリカのように判例の積み重ねで適用事例が明確になることも考えにくく、今後ガイドライン等が整備されるとしても、現状は箱の中身を今後の利用者と権利者との調整で詰めて行くという展開が予想されます。AMEI会員各社としても、権利者と消費者の双方に配慮しつつ、著作物の利用企画の拡大に関して最新情報をキャッチアップして頂きたいと思います。

¹ 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」（平成29年4月）

² 月刊コピーライト11月号掲載

³ 令和元年10月24日付け文化庁著作権課作成の「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第30条の4、第47条の4及び第47条の5関係）」

東日本大震災、並びに福島第一原子力発電所事故により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますと共に地震・台風・洪水等により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
また、被災地等におきまして、救援・復興支援等の活動に尽力されている方々に深く敬意を表し、併せて皆様の安全と1日も早い復興をお祈り申し上げます。

会員名簿

50音順

2020年1月20日現在

あ	す	や
- AlphaTheta 株式会社 - Apple Japan 合同会社	- 株式会社ズーム - 株式会社鈴木楽器製作所 - 株式会社ストーンシステム - 株式会社スリック	- ヤマハ株式会社 - 一般財団法人ヤマハ音楽振興会 - 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス
い		
株式会社インターネット		
え	た	ゆ
株式会社エクシング	株式会社第一興商	universe 株式会社
か	て	ろ
- カシオ計算機株式会社 - 株式会社河合楽器製作所	ティアック株式会社	ローランド株式会社
く	と	
- GVIDEO MUSIC 株式会社 - クリプトン・フューチャー・メディア株式会社 - クリムゾンテクノロジー株式会社	- 株式会社ドワンゴ - 株式会社 nana music	〈正会員会社 28 社〉
こ	な	* 賛助会員
株式会社コルグ	パイオニア株式会社	- 中音公司 (中華人民共和国) - 株式会社博秀工芸 - 株式会社ミュージックトレード社 - 株式会社リットーミュージック
し	ふ	
- 株式会社シーミュージック - 学校法人尚美学園 - 株式会社シンクパワー	株式会社フェイス	〈賛助会員会社 4 社〉



令和元年度 MIDI検定試験

MIDI検定とは実際の音楽制作現場で必要とされる知識の習得を目的とした検定制度です
ミュージッククリエイターの為の認定制度



受験案内

第21回 MIDI検定2級2次試験

筆記試験：令和2年2月15日(土)PM1:30~PM3:00 東京A/B・大阪A/B会場
課題製作：令和2年2月16日(日)~17日(月) 提出2月17日(月)消印有効

■2019年12月国立科学博物館にて実施しました

電子楽器100年展 「MIDIの現在と未来がわかるセミナー」

の動画をUPしました。

<http://www.amei.or.jp/midi2020.html>



System Exclusive ID 会員募集

一般社団法人音楽電子事業協会(AMEI)は、システム・エクス
クルーシブID会員の募集を開始します。法人、個人を問わず楽
器やMIDIアプリ、自作MIDI機器等を開発しようとする みなさまに、
会員規程のもと、System Exclusive Manufacture's ID Number
を発行致します。

AMEI NEWS Vol.70 / 2020.1.31

一般社団法人音楽電子事業協会 機関誌

発行：一般社団法人音楽電子事業協会 事務局

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町 2-16-9 イトービル 4F

TEL.03-5226-8550 FAX.03-5226-8549

発行人：水野 滋

編集人：石黒士郎(広報委員会)

編集協力：株式会社 博秀工芸

ホームページアドレス：

<http://www.amei.or.jp/>

